

平成19年11月30日

平成22年10月 1日改正

青森県県土整備部都市計画課

都市計画の広域調整に関する方針

1 趣 旨

人口減少・超高齢社会に対応したまちづくりのため、都市の既存ストックを有効活用しつつ、様々な都市機能がコンパクトに集積した都市構造を実現することが重要である。大規模集客施設^(※1)等の広域的都市機能は、一市町村の範囲を超えて広域的な都市構造やインフラに影響を与えるものであるため、広域的な観点から適性立地を調整することが必要となる。そこで本方針は、本県の広域調整^(※2)に関する必要な事項を定めるものである。

(※1)「大規模集客施設」：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途（場内車券売場及び勝馬投票券発売所）でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万㎡を超えるもの。

(※2)「広域調整」：市町村が大規模集客施設等の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う際に、県が都市計画法第19条第5項及び本方針に基づき、計画市町村（当該都市計画の決定又は変更を行う市町村をいう。）や関係市町村に対し必要な協力を求め、当該都市計画の決定又は変更における同意・不同意を判断する一連の手続き。

2 基本的な考え方

本県は、豊かな自然と都市との共存、無秩序な市街地拡大の抑制と良好な生活環境の形成、中心市街地の活性化などを重視した、身近な生活圏から県土全体まで段階的な都市づくりを推進することとしている。このことから、土地利用の規制や誘導、骨格的な都市施設の効率的な配置、豊富な自然環境の保全等を行うため、広域的な視点に立った広域調整を進めるものである。

3 広域調整の対象となる都市計画

下記の大規模集客施設等の立地制限を解除する都市計画の決定又は変更を行う場合（原則として既に大規模集客施設が立地している区域について次の都市計画の決定又は変更を行う場合は除く。ただし、関係市町村が必要とする場合はこの限りでない。）

(1) 用途地域（準都市計画区域の用途地域を含む）

(2) 地区計画のうち、開発整備促進区、再開発等促進区又は市街化調整区域における地区計画

(3) 大規模集客施設の立地を制限した特別用途地区又は地区計画（変更して立地制限を解除する場合）

4 関係市町村の範囲

関係市町村は、下記のいずれかに該当し、且つ、原則として都市計画区域又は準都市計画区域を有する市町村とする。

- (1) 計画市町村に隣接する市町村
- (2) その他影響があると認められる市町村

5 広域調整の手続き

(1) 立地評価の実施

計画市町村は、都市計画の素案を作成しようとするときは、当該都市計画が都市構造及び周辺環境等へ与える影響について、「競争抑制的な土地利用制限の排除について（別紙）広域的都市機能の適正立地ガイドライン」（平成19年6月1日国都計第27号）に基づき評価し、県へ都市計画の案の内容及び立地評価の結果を報告すること。

(2) 広域調整会議の設置

県は、上記の報告を受け、関係市町村を定めるとともに、県、計画市町村及び関係市町村で構成する広域調整会議を設置する。広域調整会議において、計画市町村は都市計画の案の内容及び立地評価の結果について説明し、質疑応答・意見交換等を通じ周知を図るものとする。

(3) 関係市町村への意見聴取

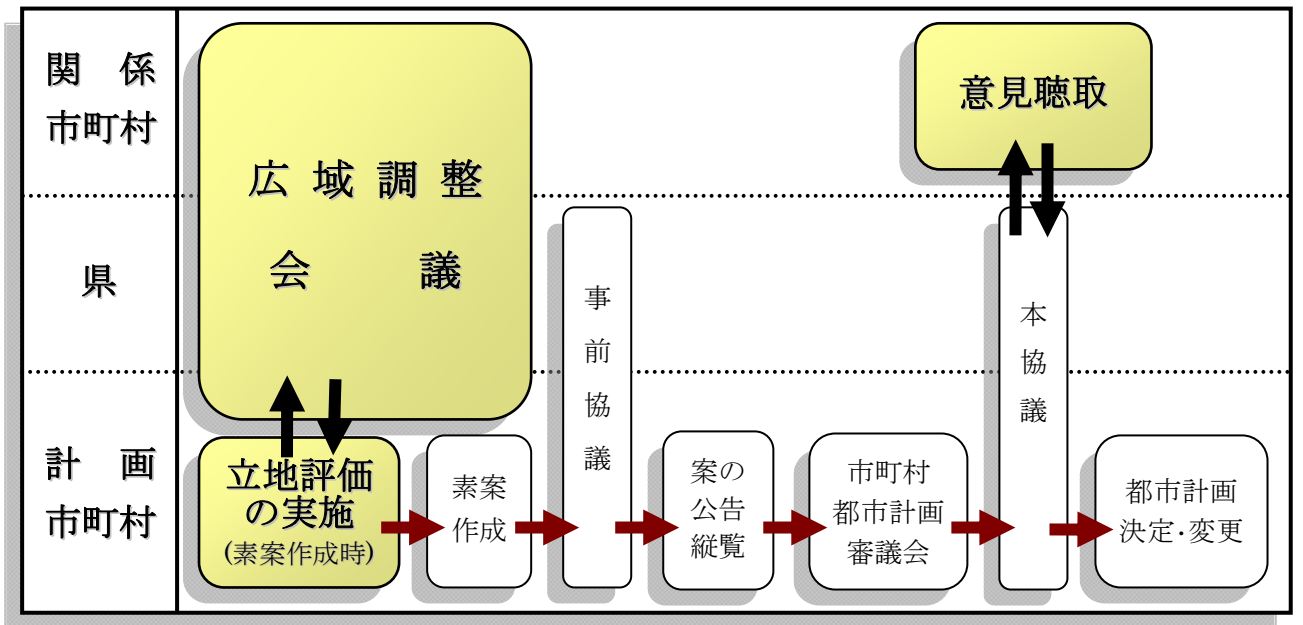
県は、都市計画法第19条第3項に基づく協議を受けた場合は、関係市町村へ意見聴取を行う。

6 県の判断基準

- (1) 「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」並びに計画市町村における「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の内容との適合性
- (2) 立地評価による都市構造や周辺環境等へ与える影響
- (3) 関係市町村との調整状況広域調整会議の内容及び関係市町村の意見

7 継続的な広域調整の機会の確保

県は、計画市町村に対し、立地評価の対象となった規模を上限とする特別用途地区などの決定を求め、将来の増改築時に再度広域調整を行う機会を確保するものとする。



都市計画の広域調整 手続きの流れ